

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請について

学校（園）管理下において負傷や疾病等の災害が発生した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）災害共済給付金が支給されます。

医療機関等において、「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」等の関係書類に必要事項を記入していただいたうえで、「振込口座届」と共に学校に御提出ください。

1 給付の対象となる災害の範囲と給付内容

災害	災害の範囲	給付内容
負傷	学校（園）管理下の怪我などで、 初診から治癒までの医療費総額（健康保険を使用しない場合の10割分の額）が5,000円以上のもの	自己負担額 + 医療費総額の1割 「医療費総額の1割」は、療養に伴って要する費用として加算されるものです。 他の法令により医療費助成を受けた場合は、それぞれの制度を利用した上での自己負担額を基に給付額を算定することになりますので、必ず下記「自己負担額申告書」を学校に御提出ください。
疾病	学校（園）管理下の事由によるもので、 初診から治癒までの医療費総額（健康保険を使用しない場合の10割分の額）が5,000円以上のもののうち文部科学省令で定めるもの（学校給食等による中毒など）	

※ 医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合は、いったん全額（10割分）負担し、保護者が保険者に申請することにより、装具代の7割が療養費として保険者から支給されます。スポーツ振興センターの給付金額は自己負担額と医療費総額の1割が支給されますが、保険者への手続きもお忘れないう御注意ください。

2 請求権の時効

受診月の翌月10日の翌日から2年間

3 給付を受けられる期間

初診の日から10年間

4 給付の対象とならないもの（主なもの）

保険診療以外の医療費

医師の同意が無い、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術費

生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費

----- きりとり -----

自 己 負 担 額 申 告 書

☐ 公費負担医療制度は利用していません

☐ 公費負担医療制度を利用しました↓

該当する項目にチェックをしてください。

●利用した制度

☐ 子ども医療費助成

☐ ひとり親家庭等医療費助成

☐ その他の医療費助成（制度名

）

●自己負担額

☐ 580円

☐ 510円

☐ その他（

円）

※額が不明な場合は領収証の写しを提出してください。

年 組 児童生徒氏名

保護者等氏名

5 給付時期

学校（園）に申請（請求）手続きを行ってから、2～3か月後に支給します。

6 公費負担医療制度

札幌市においては「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「重度心身障がい者医療費助成」の公費負担医療制度がありますが、学校管理下で生じた怪我・疾病等については、原則、センターの災害共済給付を優先して適用することとなっています。医療機関にて「センターの災害共済給付を利用するため、札幌市医療費助成制度は利用しない」旨をお申し出ください。

※ やむを得ず制度を利用した場合は、表面の「自己負担額申告書」等にて、必ず学校に報告してください。

7 高額療養費制度

健康保険適用の医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに、加入している健康保険に申請することにより、限度額を超えた分が健康保険から払い戻しされます。

医療費総額が 70,000 円以上（健康保険利用で3割負担の場合、自己負担額 21,000 円以上）の場合は、「高額療養状況の届」の提出が必要になりますので、学校にお知らせください。各種公費負担制度を利用した場合は提出不要です。

8 「医療等の状況」等の記入について

「医療等の状況」等の記入にあたっては、医療機関等の特別の配慮により御協力をいただいております。その場ですぐに記入をいただけない場合もありますので、御了承ください。